

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R7 建築一貫構造計算プログラムの期間保守サービス契約
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 7年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	ユニオンシステム株式会社 大阪府大阪市中央区谷町6-1-16 ナルカワビル3階
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥264,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥264,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名：R7 建築一貫構造計算プログラムの期間保守サービス契約

2. 納入場所：九州地方整備局

3. 契約の相手方：名称 ユニオンシステム株式会社
住所 大阪市中央区谷町 6-1-16 ナルカワビル 3F
電話 06-6768-9338

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該契約の目的

現在使用している建築一貫構造計算プログラム（SuperBuild/SS7、以下 SS7 という）を最適な性能で維持することにより、営繕業務の適正な品質確保に資することを主な目的とする。

2) 当該契約の内容

当該契約は、SS7 の期間保守サービス契約（メンテナンス契約）である。

3) 随意契約に付する理由

SS7 は、営繕事業の企画段階での構造計画、既存施設の改修計画の概略検討、外注設計業務の構造計算結果の妥当性の確認等の目的で使用している。また、構造計算書偽装問題への対応として、改正建築士法により構造計算書の確認の厳格化が求められたことにより、外注設計業務の審査強化を行う必要がある。

これらの業務を適正に実施するには、現在導入している SS7 を最新の状態で維持する必要があるが、SS7 は随時改正される建築基準法関係法令及び構造関係基準等に迅速に対応するため、頻繁にバージョンアップを行っている。このことから、最新のプログラムを使用するには期間保守サービス契約（令和7年4月1日～令和8年3月31日）が必要であるが、このサービスを提供できるのは SS7 の開発業者である、上記業者に限られている。

このため、本契約は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、ユニオンシステム株式会社と随意契約を締結するものである。

営繕部 整備課長